子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

〇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	男	
(子ども・子育て支援法の一部改正)	(子ども・子育て支援法の一部改正)	
第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の	第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の	
一部を汝のように改正する。	一部を次のように改正する。	
目次中「中略」に、「第七十一条」を「第七十一条の六」に改め	目次中[中略]に、「第六章」 費用等(第六十五条―第七十一条)」	
1∕6 °	<u>「無大衛</u> 數用等	
	第一節 費用の支弁等(第六十五条―第六十八条の二)	
	第二節 拠出金の徴収等(第六十九条―第七十一条)	
	第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等	
	第一款 通則 (第七十一条の二)	
	を 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務	
	第三款 子ども・子育て支援納付金の額等(第七十一条	
	第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法(第七	
	第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実	
	第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等(第七十	
	第七款 雑則(第七十一条の二十九・第七十一条の三十)	

[告 咎]

[三の]

[告告]

第六十八条の見出し中「市町村」を「国から市町村」に改め、 同条第三項を辿り、同条第二項中「指条第二項」を「第六十七条 第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二 頃とし、同条に第一頃として炊の一項を加える。

国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により 市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用の全額に相当する額 を負担するものとし、市町村に対し、当該額を交付する。

(第七十一条の三)

に、「第七十八

<u> 6日―郷カナー≪6カ)</u>

<u> 十一条の<一部七十一条の十三)</u>

<u> 福等(第七十一条の十四―第七十一条の二十五)</u>

<u>ペーや「雑七十七条の」」に</u>数をん。

[告告]

第六章中第六十五条の前に次の節名を付する。

第一節 費用の支弁等

[毌咎]

第六十八条の見出し中「市町村」を「国から市町村」に改め、 同条第三項を削り、同条第二項中「指条第二項」を「第六十七条 第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二 頃とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五 条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用に充 当させるため、第七十一条の三第一項の規定により国が徴収す る子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に 第六十八条に次の一項を加える。

| 4 | 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により 市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用の額の四分の三 に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に 充当させるため、当該額を交付する。

[毌咎]

〔沙心〕

[告告]

第六草中第七十一条の炊に炊の五条を加える。

- (特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支

腰特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ)

第七十一条の二(政府は、炊に掲げる費用(以下「躁入対象費用」 という。)を、毎会計年度、予算で定めるところにより、特定上 場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会 計の子ども・子育て支援助定に繰り入れるものとする。

| 第六十八条第一項及び第四項の規定による交付金の交付に

相当する額を交付する。

第六十八条に次の一項を加える。

| | 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五

条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用 に充当させるため、当該費用の額の四分の三に相当する額を交 付する。この場合において、国が交付する交付金のうち、当該 費用の額の四分の一に相当する額は国が負担し、当該費用の額 の二分の一に相当する額は第七十一条の三第一頃の規定により 国が戦収する子ども・子育て支援納付金を原貸とする。

[毌咎]

第六十九条の前に次の節名を付する。

第二節 処出金の敦及等

[毌咎]

第六章中第七十一条の次に次の一節を加える。

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

第一款 通則

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義

怒

<u> 継九十1 徐 6 川 【 春 】</u>

第三数 子ども・子育て支援納付金の額等

要する費用

- 部分に限る。) する費用(当該費用のうち拠出金を原質とする部分を除いた 二 児童手当法第十九条第一項の規定による交付金の交付に要
- <u>の交付に要する費用</u> <u>三 児童手当法第十九条第二項及び第三項の規定による交付金</u>
- | 俗に要する費用 | 接給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支| | 回 | 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支
- 当する額の補頃に要する費用国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相
- び償還に関連する経費として政令で定めるもの除く。)、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及にあっては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分をて同じ。)の償還金(同条に規定する借換国債を発行した場合る子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号におい大

(子ども・子育て支援特例公債の発行)

かわらず、繰入対象費用の財源については、各年度の予算をも政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にか第七十一条の三 政府は、令和六年度及び令和七年度に限り、財

<u>継九十一件の</u> <u>と離九十一件の力</u> <u>[器]</u>

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の

実施等

第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等

雅力製 豬型

別会計の負担において、公債を発行することができる。って国会の議決を経た金額の範囲内で、子ども・子育て支援特

度所属の歳入とする。 行される子ども・子育て支援特例公債に係る収入は、当該各年うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行前項の規定による公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」

(子ども・子育て支援特例公債等の償還期限)

(特別会計に関する法律の適用)
 じ。)については、令和三十年度までの間に償還するものとする。債される借換国債を含む。)をいう。第七十一条の大において同換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起士大条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借償(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四下支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国第七十一条の四

とあるのは、「公債及び融通証券」とする。
る法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」
おける子ども・子育て支援特別会計についての特別会計に関す第七十一条の五 子ども・子育て支援特例公債を発行する場合に

(繰入対象費用に係る歳入歳出の経理)

別会計の子ども・子育て支援勘定において経理するものとする。債等の発行及び償還に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援特第七十一条の六 繰入対象費用並びに子ども・子育て支援特例公

[毌咎]

施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に<u>改める。</u>に、「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」第七十三条第一項<u>及び第二項</u>中「子どものための教育・保育給

[三の]

[三の]

[毌咎]

[三の]

[毌咎]

| 子育て支援納付金|| を加える。 | 接給付」に改め、同条第三項中「拠出金等」の下に「及び子ども・付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支肉ための教育・保育給付」に、「及び子育てのための施設等利用給しための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子ども「及び子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第二項中「子ど用給付及び乳児等のための支援給付」に、2枚め、「拠出金等」の下に子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に、「及び第七十三条第一項中「子どものための教育・保育給付」を「妊

第七十五条に次の一項を加える。

22 [盤]

第九章中第七十八条の前に次の一条を加える。

[母母]

第八十条の次に次の一条を加える。

[告告]

(繰入対象費用に関する経過措置)

める費用とする。かわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定する場合における繰入対象費用は、第七十一条の二の規定にかにおいて第七十一条の二から第七十一条の六までの規定を適用第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間

- 第七十一条の二第二号、第三号及び第六号に掲げる費用一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間
- る。)、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる費用第七十一条の二第一号(第六十八条第一項に係る部分に限二、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間
- 七十一条の二第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第

[三の]

関する経過措置) (令和六年度における<u>繰入対象費用</u>に係る歳入歳出の経理等に

|五及び第七十一条の大の規定の適用については、第七十一条の| |第二十七条||今和六年度における第七十一条の三、第七十一条の [告告]

附則に次の八条を加える。

(支援納付金対象費用に関する経過措置)

る。の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とす金対象費用は、第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、次において第六章第三節の規定を適用する場合における支援納付第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間

- 第七十一条の三第一項第三号及び第六号に掲げる費用一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間
- 掲げる費用 第七十一条の三第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に 二 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間
- る費用 七十一条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げ三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第

<u>継川十九ペ [器]</u>

理等に関する経過措置)(令和六年度における支援納付金対象費用に係る歳入歳出の経

条の二十八及び第七十一条の二十九の規定の適用については、第二十八条 令和六年度における第七十一条の二十六、第七十一

育て支援特別会計」とあるのは、「年金特別会計」とする。 <u>継川十< 株</u> [器] [割る] 第二条及び第三条 割染 涨 目 徐 [泰]

三第一項、第七十一条の五及び第七十一条の六中「子ども・子」

金特別会計」とする。 条の二十九中「子ども・子育て支援特別会計」とあるのは、「年第七十一条の二十六第一項、第七十一条の二十八及び第七十一

(健康保険法の一部改正)

に改正する。 第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のよう

[日盤]

(船員保険法の一部改正)

うに改正する。 第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよ

[日盤]

継目殊 [器]

(地方税法の一部改正)

(私立学校教職員共済法の一部改正)

の一部を炊のように改正する。第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

[三の]

[+ 器]

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

の一部を次のように改正する。

[毌盤]

[三の]

の三、第六十八条の五」を加える。第四十条第十二項中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条

[日報]

(私立学校教職員共済法の一部改正)

の一部を炊のように改正する。第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

よる子ども・子育で支援納付金」を加える。子ども・子育で支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定に第二十二条第二項中「流行初期医療確保拠出金等」の下に「、

[毌咎]

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)

の一部を炊のように改正する。

[毌盎]

金」という。)、厚生年金保険法」に改める。よる子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条の三第一項の規定に第三条第四項中「厚生年金保険法」を「子ども・子育て支援法

第六十八条の三、第六十八条の五」を加える。接納付金」を加え、同条第十二項中「第六十八条の二」の下に「、第四十条第二項中「介護納付金」の下に「、子ども・子育て支

[告咎]

号を加える。
に改め、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一第三号」に改め、同条第三項中「次項第二号」を「次項第三号」第九十九条第一項第一号中「同項第二号」を「同項第二号及び

金及び育児時短勤務手当金の額る費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当回 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要す

[三心]

[告告]

える。
に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加び第三号」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「次項第四号」第四号」に改め、同項第一号中「同項第二号」を「同項第二号及子育て支援納付金並びに基礎年金拠出金」に、「、第三号」を「、第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」を「、子ども・

第二号の次に次の一号を加える。第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

[盤]

る。 同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え第九十九条第三項中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、

金及び育児時短勤務手当金の額る費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当回 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要す

同条第三項の次に次の一項を加える。 条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、 十九条第二項第四号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同第百条第二項ただし書中「第九十九条第二項第三号」を「第九 [三の]

〔型ん〕

〔沙心〕

[+ 器]

〔型ゆ〕

[毌咎]

育児時短勤務手当金」に改める。に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、所則第十二条第七項中「第六十八条の三」を「第六十八条の五」

八条の三」を「から第六十八条の五まで」に改める。
附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項中「、第六十

4 [器]

九十九条第二頃第四号及び第五号」に攻める。第百二条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第

条第二項第四号に一に改める。四号及び第五号」に、「第九十九条第二項第三号に」を「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第九十九条第二項第第三号」を「同項第四号」に、

[中略]第百二十四条の三中「及び第三号」を「及び第四号」に改める。

育て支援納付金」を加える。第百二十六条の五第二項中「短期給付」の下に「、子ども・子

[毌盎]

介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。六十八条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、て支援納付金」を加え、同条第七項中「第六十八条の三」を「第附則第十二条第六項中「短期給付」の下に「及び子ども・子育

第三号の項中「第三号」を「第四号」に改める。 十八条の五まで」に改め、同項の表第九十九条第一項第一号及び附則第二十条の二第四項中「、第六十八条の三」を「から第六

十八条の五まで」に改める。
附則第二十条の六第一項中「、第六十八条の三」を「から第六

第八条 削涤

(国民年金法の一部改正)

第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次一第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次 のように致正する。

[毌盤]

第八十八条の二中「日。」の下に「炊条第一項、」を加え、同条 の次に次の一条を加える。

第八十八条の三 [略]

23 [器]

3 前二頃の規定により納付することを要しないものとされた保 **傸科に相当する額については、子ども・子育て支援法(平成二** 十四年法律第六十五号)の規定による特定上場投資信託受益権 管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育 て支援勘定への繰入金により補塡するものとする。

[毌咎]

[型の]

(国民健康保険法の一部攻正)

第八条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の一部 を炊のように改正する。

(国民年金法の一部改正)

のように牧正する。

[毌盤]

第八十八条の二中「日。」の下に「炊条第一項、」を加え、同条 の炊に炊の一条を加える。

第八十八条の三 [路]

[泰]

3 前二項の規定により納付することを要しないものとされた保 **豫科に相当する額については、<u>
数令で定めるところにより</u>、子** ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定に より政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補塡する ものとする。

[毌咎]

無十然 [器]

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

号)の一部を吹のように改正する。第十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二

[告告]

三、第七十条の五一を加える。第四十三条第十二項中「第七十条の二」の下に「、第七十条の

[告告]

同条第四項第一号の次に次の一号を加える。 一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に改め、第百十三条第一項中「第四項第一号」を「第四項第一号及び第

及び育児時短勤務手当金の額費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金一の二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する

第九条の二の六 「略」(保険料の免除に要する費用の財源の特例)

無十然 [器]

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二

[毌と]

「、第七十条の三、第七十条の五」を加える。という。)及び」に改め、同条第十二項中「第七十条の二」の下に子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」成二十四年法律第六十五号)第七十一条の三第一項の規定による第四十三条第二項中「)及び」を「)、子ども・子育て支援法(平

[告告]

を「並びに次条第一項」に、「第百十四条第五項」を「第百十四条一号」を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「第四項第納付」に、「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医金、」に、「)の納付」を「)並びに子ども・子育て支援納付金の第百十三条第一項中「)、介護納付金並びに」を「)、介護納付

〔型ゆ〕

[告 咎]

4 [器]

の一項を加える。

「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の炊に炊

及び育児時短勤務手当金の額

<u>一の二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する</u> 費用 当該事業年度において支給される育児休業支援手当金

第百十四条第五頃を同条第六頃とし、同条第四頃中「前頃」を

第百十三条第四項第一号の炊に炊の一号を加える。

百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

<u> 二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用 掛金</u>

「炊号及び第二号の二」に改め、同項第二号の炊に炊の一号を加 える。

九十九条第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「次号」を

第百十三条第一頃第三号中「第九十九条第一頃第三号」を「第

ては、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度に おける次項第二号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなる ようご定める。

<u> 二の二 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用につい</u>

に致め、同頃第二号の炊に炊の一号を加える。

第六項」に改め、同項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二二

〔型の〕

育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金工 に致める。

[毌咎]

「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、 育児時短勤務手当金」に改める。

〔沙心〕

(児童手当法の一部牧正)

第十二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次一第十二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次

第百四十四条の二第二頃中「並びに流行初期医療確保処出金等」 を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付 金一に致める。

出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て 支援納付金」に改め、同項第三号中「及び介護休業手当金」を「、 育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金一 に改め、同条第五頃中「及び第二号並びに第二頃第一号及び第二 号」を「から第二号の二まで及び第二項第一号から第二号の二ま で、に致める。

[毌盤]

「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」 に改め、同条第六項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に、「介 護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児 特

短

動

務

手

出

金

一

に

み

め

。

四条第六項」に改める。

(児童手当法の一部牧正)

のように改正する。

[毌盎]

第十九条を吹のように改める。

(国から市町村に対する交付)

- する。も・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金を原資とも・子育で支援法第六十九条第一項に規定する拠出金を原資と聞当する額は国庫が負担し、その五分の二に相当する額は子ど場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の三に当させるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。このに要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、
- この場合において、当該額は、国庫が負担する。 に充当させるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。 る費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

の 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

のように改正する。

[毌盎]

第十九条を次のように改める。

(国から市町村に対する交付)

- | SV | 子ども・子育で支援納付金| という。) を原質とする。第一項に規定する子ども・子育で支援納付金 (以下この条におる拠出金を、その五分の三に相当する額は同法第七十一条の三相当する額は子ども・子育で支援法第六十九条第一項に規定す場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の二に当させるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。このに要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、
- 十五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の五分の三この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用のに充当させるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。各費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

3 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村

に相当する顔は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

付する。 この場合において、当該額は、国庫が負担する。 に係る部分に充当させるため、その九分の七に相当する額を交る費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要す

[告告]

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(雇用保険法の一部改正)

のように改正する。第十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次

[告告]

第五章中第六十八条の次に次の一条を加える。

(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の

財源)

第六十八条の二 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要

対の一に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。 該費用の九分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の三付する。 との場合において、政府が交付する交付金のうち、当に係る部分に充当させるため、その九分の七に相当する額を交る費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要す

[告告]

附則第二条を次のように改める。

(令和六年度から令和十年度までにおける第十九条の規定の適

用に関する特例)

附則第三条を削る。

(雇用保険法の一部改正)

のように攻正する。第十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次

[毌と]

第五章中第六十八条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援納付金)

第六十八条の二 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要

| 支援動定への繰入金をもつて充てる。 理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育で 五号)|| 第七十一条の二の規定による特定上場投資信託受益権管については、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十字を費用並びにこれらの給付に関する事務の執行に要する経費

[告告]

附則に次の一条を加える。

(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の

財源の特例)

収入金」とする。 ||条の三第二項に規定する子ども・子育て支接特例公債の発行いては、同条中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び同法第七十第十六条。今和七年度における第六十八条の二の規定の適用につ

[三の]

も・子育で支援納付金をもつて充てる。 五号)第七十一条の三第一項の規定により政府が徴収する子どについては、子ども・子育で支援法(平成二十四年法律第六十寸る費用並びにこれらの給付に関する事務の執行に要する経費

[告告]

附則に次の一条を加える。

(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の

財源の特例)

- 大金」とする。 <u>二十六第二項</u>に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収収する子ども・子育で支援納付金」とあるのは、「第七十一条のいては、同条中「第七十一条の三第一項の規定により政府が徴第十六条 今和七年度における第六十八条の二の規定の適用につ
- | 11十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収とあるのは、「子ども・子育て支援納付金及び同法第七十一条のの規定の適用については、同条中「子ども・子育て支援納付金」|| 今和八年度から令和十年度までの間における第六十八条の二

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十四条及び第十五条 到徐

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一

一部を炊のように改正する。

第百十一条第五頃第一号中へをトとし、ホをへとし、この炊に

次のように加える。

ホーブも・子育て支援法<u>第七十一条の三第一頃</u>の規定によ り発行する公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」と いう。) の発行収入金

[+ 2]

第百十八条の炊に炊の二条を加える。

(子ども・子育て支援特例公債の発行)

第百十八条の二 子ども・子育て支援法州副第二十七条の規定に

第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第 八十号)の一部を炊のように改正する。

〔十卷〕

(日本私立学佼版興・共済事業団法の一部牧正)

第十五条 日本私立学校振興・共済事業団法(平式九年法律第四十 八号)の一部を炊のように牧正する。

[一条]

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の

一部を次のように改正する。

第百十一条第五項第一号中へを下とし、ホをへとし、二の炊に 次のように加える。

ホー子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第一頃の規定 により発行する公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」 という。) の発行収入金

[告 咎]

第百十八条の次に次の二条を加える。

(子ども・子育て支援特例公債の発行)

第百十八条の二 子ども・子育て支援法外訓第二十八条の関定に

より読み替えて適用する同法第七十一条の三第一項の規定によ り年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特 例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行う ものとする。

[毌咎]

第十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

「第六節」エネルギー対策特別会計(第八十五条―第九 目炊中

第七節 労働保険特別会計(第九十六条—第百七条)

「第六節 特定上場投資信託受益権管理特別会計(

十 玉 条)

を 第七節 エネルギー対策特別会計(第八十五条―

第八節 労働保険特別会計(第九十六条—第百七

第八十四条の二一第八十四条の十)

第九十五条)

に、「第八節」を「第九節」

₩)

「第十節」子ども・子育て文篋特別会計(第百二十三

より読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定 により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支 接特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において 行うものとする。

[毌咎]

第十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

「第九節 子ども・子育て支援特別会計(第百

第十節 食料女店供給特別会計(第百二十四 **三次中「中路」**

第十一節から第十四節まで 削除

然一解[三十七条]

に致める。

第十二節から第十四節まで 削除

徐の二―第百二十三条の十八)

第百三十七条)

に致める。

1

第二条第一項第六号から第十四号までを次のように改める。

- 大 特定上場投資信託受益権管理特別会計
- 人 労働保険特別会計
- 九 年金特別会計
- 十 子ども・子育て支援特別会計
- 十一 食料安定供給特別会計

十二から十四まで 削除

第二草第十節から第十四節までを次のように改める。

第十二節から第十四節まで 削除

第百三十八条から第百九十二条まで 割除

第二草第九節を同草第十一節とする。

[三の]

第二条第一項第九号から第十四号までを次のように改める。

- 九 子ども・子育て支援特別会計
- 十 食料安定供給特別会計
- 十一から十四まで 削除

| 11+三条の二及び第百二十三条の五第二項第二号トにおいて同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。第百第九十六条中「雇用保険事業(」の下に「育児休業等給付(同

[三の]

(-)III.)(°)

[歪の]

[三の]

[三の]

う。)を乗じて得た額を控除した額」を、「特例納付保険料の額」(以下この項及び第百二条の三において「育児休業給付率」とい曹充当徴収保険率を同項に規定する雇用保険率で除して得た率料徴収額に徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付条の三において「一般保険料徴収額」という。)から当該一般保険額第百二条第二項中「部分の額」の下に「(以下この項及び第百二

第百一条第二項中「及び育児休業給付」を削る。

繰入金

<u>へ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への口。 ロのびにびのように力える</u>

し、ロの炊に炊のように加える。 第九十九条第三項第二号中ホをへとし、二をホとし、ハをニと

<u>の繰入金</u> ホ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定から

る。とし、同条第三項第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加え「次項第二号ホ」に改め、同号チを同号トとし、同号りを同号チニとし、〈をホとし、トをヘとし、同号チ中「次項第二号二」を第二号イ中「、育児休業給付費」を削り、同号中ニを削り、ホを子を削り、りをトとし、又からフまでをチからスまでとし、同項第九十九条第二項第一号中ホを削り、〈をホとし、トをへとし、

じ。)に係る事業を除く。」を加える。

[霊の]

〔雪る〕

〔当る〕

[三の]

業給付率を乗じて得た額を控除した額」を加える。た額を控除した額」を、「定める額」の下に「から当該額に育児休

の下に「から当該特例納付保険料額に育児休業給付率を乗じて得

第百二条の二の次に次の一条を加える。

(徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付

勘定への繰入れ)

第百三条の二を割る。

| 万支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとす額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額額、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料に第百二条の三||一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た

出額(第百四条第三項」を「歳出額(同条第三項」に改める。で「育児休業給付費充当歳出額」という。)並びに」を削り、「歳改め、「育児休業給付に係る歳出額(次条第三項及び第四項においを削り、「歳入額(第百四条第三項」を「歳入額(次条第三項」にび第四項において「育児休業給付費充当歳入額」という。)並びに」第百三条第三項中「育児休業給付に係る歳入額(次条第三項及

第百五条中「第六十六条から第六十七条の二まで」を「第六十

→ 特定上場投資信託受益権管理特別会計からの繰入金

1 歳人

出は、次のとおりとする。

第百二十三条の五 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳

(歳入及び歳出)

[告 咎]

第十節 子ども・子育て文篋枠別会計

第二章中第八節を第九節とし、同節の次に次の一節を加える。

[告 咎] [三の]

からの拠出金

ホー子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主

 $\mathcal{E}_{\mathcal{W}_{\circ}}$

第百十一条第五項を削り、同条第六項第一号ホを炊のように改

[毌咎]

[歪の]

大条(第一項第四号及び第五頃(育児休業給付の事務の執行に要

する経費に係る部分に限る。)を徐く。)、第六十七条及び第六十七

11日

条のニーに致める。

第百七条第四項中「、育児休業給付資金」を削る。

[毌咎]

第百十一条第五項を削り、同条第六項第一号ホを炊のように改 $\mathcal{E}_{\mathcal{W}_{\circ}}$

ホー子ざも・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)

[毌咎]

第二章第十節から第十四節までを吹のように改める。

第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金

第十一節から第十四節まで 削除

第百三十八条から第百九十二条まで 削除

第二章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。 第九節 子ども・子育て支援特別会計

[毌咎]

(歳入及び歳出) 第百二十三条の五 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳

歳入

<u>イ 子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する</u>

出は、次のとおりとする。

ロ~ル [器]

り発行する公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」とり 子ども・子育て支援法<u>第七十一条の三第一項</u>の規定によ

いう。)の発行収入金

∀・

√

(

下

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

11 搬出

/~レ [零]

22 [器]

[告 咎]

繰り入れるものとする。
る金額は、子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定にる費用並びにこれらの給付の事務の執行に要する経費に相当すとされている出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要す会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金をもって充てるもの第百二十三条の八 雇用保険法第六十八条の二の規定により特定(予ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定への繰入れ)

[毌咎]

(簡立金)

第百二十三条の十 子ども・子育て支援勘定において、第一号に

子ども・子育て支援納付金

ロ~ル [器]

により発行する公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」リ 子ども・子育て支援法<u>第七十一条の二十六第一項</u>の規定

_ , , , , , , , ,

という。) の発行収入金

イ~レ [器]

⋉・う [器]

○ [器]

[毌盤]

る。子育で支援勘定から育児休業等給付勘定に繰り入れるものとすの給付の事務の執行に要する経費に相当する金額は、子ども・休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用並びにこれらも・子育で支援納付金をもって充てるものとされている出生後第百二十三条の八 雇用保険法第六十八条の二の規定により子どますこちも・子育で支援勘定から育児休業等給付勘定への繰入れ)

[告告]

(簡立金)

第百二十三条の十 子ども・子育て支援勘定において、第一号に

金として積み立てるものとする。育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子は、当該残余のうち、児童手当交付金、子どものための教育・掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合に

- という。) を控除した残りの額(同条第三項及び第四項において「繰入対象費用充当歳入額」並びに次条第三項及び第五項において同じ。) に係る歳入額支援法第七十一条の二に規定する繰入対象費用をいう。次号一 毎会計年度の歳入額から、繰入対象費用(子ども・子育て
- う。) を控除した残りの額第三項及び第四項において「繰入対象費用充当歳出額」といこ 当該年度の歳出額から、繰入対象費用に係る歳出額(次条

ひ・の [器]

(子ども・子育て支援資金)

20 [器]

るために必要な金額を、子ども・子育て支援資金に組み入れるて残余がある場合には、当該残余のうち、繰入対象費用に充て用充当歳入額から当該年度の繰入対象費用充当歳出額を控除し3 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の繰入対象費

金として積み立てるものとする。育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子は、当該残余のうち、児童手当交付金、子どものための教育・掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合に

- 付金対象費用充当歳入額」という。)を控除した残りの額じ。)に係る歳入額 (同条第三項及び第四項において「支援納象費用をいう。次号並びに次条第三項及び第五項において同子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対一毎会計年度の歳入額から、支援納付金対象費用(子ども・
- 歳出額」という。)を控除した残りの額(次条第三項及び第四項において「支援納付金対象費用充当二 当該年度の歳出額から、支援納付金対象費用に係る歳出額

ひ・℃ [器]

(子ども・子育て支援資金)

第四二十三条の十一 〔器〕

22 [22]

付金対象費用に充てるために必要な金額を、子ども・子育て支出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、支援納対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳3 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の支援納付金

ものとする。

- 金から補足するものとする。場合には、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援資費用充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める毎会計年度の繰入対象費用充当歳入額から当該年度の繰入対象申 子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定において、
- とができる。 必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用するこら 子ども・子育て支援資金は、繰入対象費用を支弁するために

6 [器]

[毌盎]

じ。) に係る事業を徐く。」を加える。 二十三条の二及び第百二十三条の五第二項第二号トにおいて同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。第百第九十六条中「雇用保険事業(」の下に「育児休業等給付(同

とし、同条第三項第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加え「次項第二号ホ」に改め、同号チを同号トとし、同号りを同号チニとし、へをホとし、トをへとし、同号チ中「次項第二号二」を第二号イ中「、育児休業給付費」を削り、同号中二を削り、ホを子を削り、りをトとし、又からヲまでをチからヌまでとし、同項第九十九条第二項第一号中ホを削り、へをホとし、トをへとし、

接資金に組み入れるものとする。

- 子育で支援資金から補足するものとする。 政令で定める場合には、政令で定めるところにより、子ども・接納付金対象費用充当歳出額を控除して不足がある場合その他毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支 4 子ども・子育で支援勘定及び育児休業等給付勘定において、
- することができる。ために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用ら 子ども・子育て支援資金は、支援納付金対象費用を支弁する

(2)

[一条]

[犛琛]

[犛蝦]

第百二条の三一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た

勘定への繰入れ)

(徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付

第百二条の二の次に次の一条を加える。

業給付率を乗じて得た額を控除した額」を加える。

た額を控除した額一を、「定める額」の下に「から当該額に育児休

の下に「から当該特例納付保険料額に育児休業給付率を乗じて得

う。)を乗じて得た額を控除した額」を、「特例納付保険料の額」

(以下この項及び第百二条の三において「育児休業給付率」とい

費充当徴収保険率を同項に規定する雇用保険率で除して得た率

料徴収額に徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付

条の三において「一般保険料徴収額」という。) から当該一般保険

第百二条第二項中「部分の額」の下に「(以下この項及び第百二

第百一条第二項中「及び育児休業給付」を割る。

燥入金

し、ロの炊に炊のように切える。

第九十九条第三項第二号中ホをへとし、こをホとし、ハをニと

<u> イども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への</u>

の繰入金

ボーブも・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定から

 \mathcal{N}_{\circ}

[整設]

[楚戰]

[整設]

[楚戰]

 ω_{\circ} 第百三条第三項中「育児休業給付に係る歳入額(炊条第三項及 び第四頃において「育児休業給付費充当歳入額」という。) 並びに」 を判り、「歳入額(第百四条第三項」を「歳入額(次条第三項」に | 攻め、「育児休業給付に係る歳出額(炊条第三項及び第四項におい て「育児休業給付費充当歳出額」という。) 並びに」を割り、「歳 出額(第百四条第三項」を「歳出額(同条第三項」に致める。 第百三条の二を割る。 第百五条中「第六十六条から第六十七条の二まで」を「第六十 大条(第一項第四号及び第五項(育児休業給付の事務の執行に要 する経費に係る部分に限る。)を除く。)、第六十七条及び第六十七 条のコーバ牧める。 第百七条第四項中「、育児休業給付資金」を削る。 [整設] 第二章中第七節を第八節とし、第六節を第七節とし、第五節の 次に次の一節を切える。 第六節 样定上場投資信託受益権管理特別会計

額、徴収法第二十六条第一頃の規定に基づく特別納付保険料に

育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額

のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計

額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育

て支援特別会計の育児休業等給付助定に繰り入れるものとす

[整設]

[海設]

[整設]

[整設]

(回約)

- する経理を明確にすることを目的とする。取得する特定上場投資信託受益権交換株式の管理及び処分に関信託受益権及び当該特定上場投資信託受益権の取得後において定により日本銀行に交付することにより取得する特定上場投資十四条の七第一項の規定により発行する国債を同条第二項の規第八十四条の二 特定上場投資信託受益権管理特別会計は、第八
- ものをいう。 投資信託の受益権であって、金融商品取引所に上場されている質信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券は九ている株式を発行している株式会社をいう。)の全般的な株する金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。)に上場会社(金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定資信託財産」という。)の一口当たりの純資産額の変動率を上場第三条第二号に規定する投資信託財産(次項において単に「投及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)」この節において「特定上場投資信託受益権」とは、投資信託
- 法律第二条第七項に規定する受益証券との交換を行うことによ特定上場投資信託受益権に係る投資信託及び投資法人に関する

 「この節において「特定上場投資信託受益権交換株式」とは、

属する株券に係る株式をいう。
り取得する当該特定上場投資信託受益権に係る投資信託財産に

(畑型)

大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。第八十四条の三 特定上場投資信託受益権管理特別会計は、財務

(歳入及び歳出)

歳入及び歳出は、次のとおりとする。|| 第八十四条の四 || 特定上場投資信託受益権管理特別会計における

<u>一</u> 紫イ

- 場投資信託受益権交換株式の処分による収入

 この会計に所属する特定上場投資信託受益権及び特定上
- | O分配金| | ロ | この会計に所属する特定上場投資信託受益権に係る収益|
- 三 積立金からの受入金
- ボ 積立金から生ずる収入
- ✓ 附属雑収入

への繰入金 - 子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定

- 計への繰入金口第八十四条の十第一項の規定による国債整理基金特別会
- 八 事務取扱費
- 場投資信託受益権交換株式の管理及び処分に関する諸曹二」この会計に所属する特定上場投資信託受益権及び特定上
- 木 附属諸曹

接特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ) (特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支

| する。 | て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものと類は、特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育|| 十五号)|第七十一条の二に規定する繰入対象費用に相当する金|| 第八十四条の五||| 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六

(簡立金)

- な金額を、積立金として積み立てるものとする。 る国債整理基金特別会計への繰入金の財源に充てるために必要育て支援勘定への繰入金及び第八十四条の十第一項の規定によ当該剰余金のうち、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子で、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八十四条の六 特定上場投資信託受益権管理特別会計におい
- → 特定上場投資信託受益権管理特別会計において、毎会計年度

- の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他の政令で定める場 合には、政令で定めるところにより、前頃の慎立金から補足す るものとする。
- 図 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、子ども・子 育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金及び第 八十四条の十第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰 入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める 金額を吸り、特定上場投資信託受益権管理特別会計の歳入に繰 り入れることができる。

(国債の交付)

- 第八十四条の七 政府は、日本銀行が保有する特定上場投資信託 受益権を取得する場合の対価として交付するため、国債を発行 することができる。
- る
 政府は、前項の規定により、予算をもって国会の議決を経た。 金額の範囲内で、国債を発行し、これを日本銀行に交付するも
- のかかる。
- 第一項の規定により発行する国債を前項の規定により日本銀 行に交付する場合においては、財政法第五条の規定は、適用し ない。
- | | 第一頃の規定により発行する国情は、無利子とする。|
- Ⅰ 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権

- の設定その他の処分をすることができない。
- ある。第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による。 り発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (国債の償還等)
- 第八十四条の八 日本銀行は、同行の業務を行うため必要がある と認めるときは、前条第二項の規定により交付された国債の償 還の請求をすることができる。
- る
 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一 部につき日本銀行から償還の請求を受けたときは、速やかに、 その償還をしなければならない。
- □ 前項の規定による償還は、特定上場投資信託受益権管理特別
- 会計の負担において行うものとする。
- 交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (国債の返還等)
- 第八十四条の九 日本銀行は、第八十四条の七第二項の規定によ り交付された国債のうち償還されていない国債がある場合にお いて、同行の業務及び財産の状況に照らし、同行の業務を行う ために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う **必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていな** い国債を政府に返還しなければならない。

11114

20 政存は、前頃の規定により国債が返還された場合には、直ち に、これを消却しなければならない。

□ 新二頃に定めるもののほか、第八十四条の七第二頃の規定に より政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、 財務省令で定める。

(特定上場投資信託受益権管理特別会計から国債整理基金特別 会計等への繰入れ)

第八十四条の十 第八十四条の七第二頃の規定により交付された 国情の憤還金並びに当該国債の交付及び憤還に関する諸費の支 出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を徐く。)は、 毎会計年度、特定上場投資信託受益権管理特別会計から国債整 理基金特別会計に繰り入れなければならない。

○ 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年 度、特定上場投資信託受益権管理特別会計から一般会計に繰り 入れなければならない。

[告告]

継十<<<>>・
(格)

(福仁野口)

[毌盤]

雅士 八条 ~ 継 二十 一条 [器]

(福行財日)

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から随行する。

| ~|1| [魯]

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法 [中略]、同法附則第十四条 の二の改正規定並びに同法が則に三条を加える改正規定(同 法判第二十八条に係る部分に限る。) 並びに炊条から対則第 五条までの規定

口 [器]

ハ 第六条の規定

ニ 第七条及び附則第九条の規定

ホ 第十一条及び附則第十二条の規定

く~ル 〔क〕

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条から第三十条ま で及び第四十四条の規定

以 [添]

[三の]

第一条 この法律は、今和六年十月一日から施行する。ただし、炊一第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、炊 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から随行する。

| ~||| 〔 魯]

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法 [中略]、同法附則第十四条 の二の改正規定並びに同法が則に入条を加える改正規定(同 法別第二十九条及び第三十条に係る部分に限る。) 並びに炊 条から附則第五条までの規定

〔容〕

第六条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定

コ 第七条の規定(次号へに掲げる改正規定を徐√。)及び対則 第九条の規定

ホ 第十一条の規定(次号トに掲げる攻正規定を徐く。)及び対 則第十二条の規定

く~ル 〔क〕

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十条及び 第四十四条の規定

[盎]

カ別第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する 长律 (平式十一年失津第二百二十四号) 第十四条第一 正規定

[三の]

[売ん]

[当ん]

[三の]

[三の]

[聖ゆ]

[三の]

- 第四十号)第十四条第一項の改正規定の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律) 附則第三十一条中法科大学院への裁判官及び検察官その他
- <u>現定る法律(平成十六年法律第百二十一号)第八条第一項の改正り。附則第三十三条中判事補及び検事の弁護土職務経験に関す</u>
- 法律第二十五号)第四十八条の六第一項の改正規定为
 別別第三十四条中福島復興再生特別措置法(平成二十四年

四 [器]

- 三十三号)第二十条第一項の改正規定
 京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第
 夕 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東
- 年法律第十八号)第二十八条第一項の改正規定及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一ソ 附則第三十九条中令和七年に開催される国際博覧会の準備
- 法律第十五号)第十八条第一項の改正規定備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和四年別 附別第四十条中令和九年に開催される国際園芸博覧会の準

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

将則第六条の規定 規定<u>並びに同法附則第二条の二</u>及び第三条の改正規定並びに イ 第一条中子ども・子育て支援法 [中略]、同条第三項の改正

[三の]

口 [器]

[三の]

[売の]

[三の]

[型の]

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

- <u>+三条までに係る部分に限る。)</u>並びに附則第六条の規定 附則に八条を加える改正規定(同法附則第三十一条から第三規定、同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに同法 、第一条中子ども・子育て支接法[中略]、同条第三項の改正
- □ 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定
- ([2]
- 二 第五条及び附則第八条の規定
- 定 第六条中私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規

_		
_	- 1/	[盎]
~	\sim \pm	772
_	, ,	\ <u> </u>

[三の]

[三の]

[三の]

[三の]

√ ← [盤]

[三の]

[霊ゆ]

改正規定及び同法附則第三十一条の二第三項の改正規定改正規定、同条第五項の改正規定、同法附則第十八条第五項二第二項の改正規定、同法附則第十四条の三第一項第一号の改正規定、同法第百十四条の改正規定、同法第百四十四条の「並びに次条第一項」に改める部分を除く。)、同条第二項のを「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を

$\underline{\mu}$ ~ $\underline{\mathsf{K}}$ [幂]

- 法律第十四条第四項の改正規定

 | 附則第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する
- る法律第八条第四項の改正規定

 | 附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関す
- 第四項の改正規定及び同法第八十九条の六第四項の改正規定力 附則第三十四条中福島復興再生特別措置法第四十八条の六

- 規定 京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第四項の改正 | 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東
- > 附則第三十八条中平成三十一年ラグビーワールドカップ大

第九条 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下) - この条において「ሾ国共済法」という。) 第六十八条の三の規定は、 第四号施行日以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 割染

継川然~郷力然 [器]

[智] 4<

[三の]

[三の]

第九条 第七条の規定(附則第一条第五号へに掲げる攻正規定を除 く。) による汝正後の国家公務員共済組合法(以下この条において 「新国共済法」という。)第六十八条の三の規定は、第四号施行日

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

ては、なお従前の例による。

険脱について歯用し、令和七年変分までの国民建康保険脱につい

第七百三条の五の規定は、今和八年度以後の年度分の国民健康保

第八条 第五条の規定による攻正後の地方税法第七百三条の四及び

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

継川巛~無力巛 [器]

(器)

四頃の汝正規定

備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十八条第

ネ 対則第四十条中令和九年に開催される国際園芸博覧会の準

四項の改正規定

ツ 対則第三十九条中令和七年に開催される国際博覧会の準備 及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十八条第

会特別措置法第七条第四項の改正規定

育児休業等を開始する者について適用する。

20 [器]

雅十ペ・湃十一ペ 〔 器〕

する育児休業等を開始する者について適用する。 定は、第四号施行日以後に新地共済法第七十条の二第一項に規定(以下この条において「新地共済法」という。)第七十条の三の規第十二条 第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

23 [器]

一部
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一</

十七条の関定により読み替えて薗甲する施行日新支援法第七十一接法(以下この条において「施行日新支援法」という。)<u>附則第二</u>号イに掲げる改正規定を除く。)による改正後の子ども・子育て支第十八条第一条の規定(附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六(令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置)

開始する者について適用する。以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を

23 [28]

雅十來·雅十一來 [器]

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

を開始する者について適用する。 行日以後に新地共済法第七十条の二第一項に規定する育児休業等ないて「新地共済法」という。)第七十条の三の規定は、第四号施を除く。)による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条に第十二条 第十一条の規定 (附則第一条第五号トに掲げる改正規定

22 [器]

継十川然~継十九然 [器]

という。) 附則第二十八条の規定により読み替えて適用する施行日接法 (以下この条<u>及び附則第四十七条</u>において「施行日新支援法」号イに掲げる改正規定を除く。) による改正後の子ども・子育て支第十八条 第一条の規定 (附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六(令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置)

も・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。し、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子どの発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものと条の三の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債

支援勘定に帰属する。月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七での間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負薪支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日ま

解十七条~
部二十
一件

解十七条~
部二十
一条
「器」

部11十八条 聖禄

(印紙税法の一部改正)

<u>のように改正する。</u> 第二十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部攻正)

第二十九条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を

[日盤]

継川十九ペ・継川十<ペ [器]</p>

継川十九≪・継川十<≪ 【器】

次のように改正する。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律等の一部改正)

十八条の四一に改める。第二十九条 次に掲げる法律の規定中「第六十八条の三」を「第六

[毌盤]

二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務

一項員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第

- 法律第百二十一号)第八条第一項三、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年)
- 四十八条の六第一項回 「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第
- | 項 技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十条第 五 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競
- <u>ニナ七年法律第三十四号)第七条第一頃</u> 大 <u>平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成</u>
- <u>十八条第一項要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第二日</u> 今和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必

継川十然 [器]

継川十然 [器]

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員

雅川十月來· 雅川十 代殊 [器]

第三十三条及び第三十四条 削除

迷川十川ペ [器]

継川十川 《 [器]

[日格]

の派遣に関する法律の一部改正)

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第三十一条
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国

家公務員の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部

を炊のように改正する。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三十四条 福島復興再生特別措置法の一部を次のように改正す ω_{\circ}

(令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技

[日報]

[日本]

雅川十月來· 雅川十 代來 [器]

大会特別措置法の一部改正)

第三十七条から第四十条まで 割除

ック競技大会特別措置法の一部を炊のように改正する。 【十条】

第三十七条 合和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピ

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部数

田)

第三十八条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

の一部を吹のように致正する。

[日格]

──(令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要

な特別措置に関する法律の一部改正)

第三十九条 今和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のた めに必要な特別措置に関する法律の一部を炊のように改正する。 【十条】

(令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために 必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十条 今和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営の ために必要な特別措置に関する法律の一部を炊のように致正す

₩°

四五

器

国

十

1

体

へ

器

国

十

は

は

は

こ

器

目

十

は

体

っ

器

目

十

は

ぬ

こ

器

こ

器

こ

に

な

こ

に

な

こ

に

な

こ

な

こ

に

な

こ

こ<br

(別に定める経過措置等)

る。 必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定め 第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い

[三の]

(検討)

ずるものとする。 在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の第四十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化

[三の]

[告告]

涨 日十一条~涨 日十 日 条 [器]

(その他の経過措置の政令への委任)

る。 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定め第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し

(検討)

いて所要の措置を講ずるものとする。 並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づ在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化